

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		R7下吉田23林班 — 5		経営管理権の設定を受ける市町村（乙）					（名称） 秩父市長 清野 和彦		（所在地） 埼玉県秩父市熊木町8番15号			
				経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					（氏名又は名称）		（住所又は所在地）			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	秩父市吉田阿熊	647-1	23	—	畑	0.0112	—	—	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別紙1 参照	別紙2 参照	別紙3 参照	
2	秩父市吉田阿熊	755-1	23	133	山林	0.2327	スギ	64	〃	〃	〃	〃	〃	
3			23	133	山林		ヒノキ	64	〃	〃	〃	〃	〃	
4	秩父市吉田阿熊	755-2	23	133	山林	0.4571	スギ	64	〃	〃	〃	〃	〃	
5			23	133	山林		ヒノキ	64	〃	〃	〃	〃	〃	
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	秩父市吉田阿熊	647-1	23	-	畑	0.0112	-	-					
2	秩父市吉田阿熊	755-1	23	133	山林	0.2327	スギ	64					
3			23	133	山林		ヒノキ	64					
4	秩父市吉田阿熊	755-2	23	133	山林	0.4571	スギ	64					
5			23	133	山林		ヒノキ	64					
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

秩父市長 清野 和彦

印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 <経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
1	秩父市吉田阿熊	647-1	23	-	
2	秩父市吉田阿熊	755-1	23	133	
3			23	133	
4	秩父市吉田阿熊	755-2	23	133	
5			23	133	
6					
7					
8					
9					
10					

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4. 留意事項） ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。 （2. 留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
1	秩父市吉田阿熊	647-1	23	-	
2	秩父市吉田阿熊	755-1	23	133	
3			23	133	
4	秩父市吉田阿熊	755-2	23	133	
5			23	133	
6					
7					
8					
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

＜時期＞

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

＜時期＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

＜相手方及び方法＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		R7下吉田23林班 — 6			経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				（名称） 秩父市長 清野 和彦			（所在地） 埼玉県秩父市熊木町 8 番 1 5 号		
					経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）				（氏名又は名称）			（住所又は所在地）		
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	秩父市吉田阿熊	651-1	23	—	畑	0.0143	—	—	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
2	秩父市吉田阿熊	762	23	135-1	山林	0.1785	スギ	74	〃	〃	〃	〃	〃	
3			23	135-2			スギ	60	〃	〃	〃	〃	〃	
4	秩父市吉田阿熊	764	23	136	山林	0.3725	ヒノキ	90	〃	〃	〃	〃	〃	
5	秩父市吉田阿熊	766	23	139-1	山林	0.0505	スギ	57	〃	〃	〃	〃	〃	
6	秩父市吉田阿熊	767	23	139-2	山林	0.0677	スギ	57	〃	〃	〃	〃	〃	
7	秩父市吉田阿熊	769	23	138	山林	0.1586	スギ	56	〃	〃	〃	〃	〃	
8	秩父市吉田阿熊	771-1	23	141-1	山林	0.1966	スギ	61	〃	〃	〃	〃	〃	
9			23	141-2			スギ	56	〃	〃	〃	〃	〃	
10	秩父市吉田阿熊	771-2	23	—	山林	0.0085	—	—	〃	〃	〃	〃	〃	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 （終期） （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
11	秩父市吉田阿熊	776	23	146-2	山林	0.0238	ヒノキ	52	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別紙 1 参照	別紙 2 参照	別紙 3 参照	
12	秩父市吉田阿熊	826	23	－	畑	0.1114	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	秩父市吉田阿熊	651-1	23	-	畑	0.0143	-	-					
2	秩父市吉田阿熊	762	23	135-1	山林	0.1785	スギ	74					
3			23	135-2			スギ	60					
4	秩父市吉田阿熊	764	23	136	山林	0.3725	ヒノキ	90					
5	秩父市吉田阿熊	766	23	139-1	山林	0.0505	スギ	57					
6	秩父市吉田阿熊	767	23	139-2	山林	0.0677	スギ	57					
7	秩父市吉田阿熊	769	23	138	山林	0.1586	スギ	56					
8	秩父市吉田阿熊	771-1	23	141-1	山林	0.1966	スギ	61					
9			23	141-2			スギ	56					
10	秩父市吉田阿熊	771-2	23	-	山林	0.0085	-	-					
11	秩父市吉田阿熊	776	23	146-2	山林	0.0238	ヒノキ	52					
12	秩父市吉田阿熊	826	23	-	畑	0.1114	-	-					
13													
14													
15													

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

秩父市長 清野 和彦

印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）



印

（記載注意）

- （１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （２）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- （５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市吉田阿熊	651-1	23	-	
2	秩父市吉田阿熊	762	23	135-1	
3			23	135-2	
4	秩父市吉田阿熊	764	23	136	
5	秩父市吉田阿熊	766	23	139-1	
6	秩父市吉田阿熊	767	23	139-2	
7	秩父市吉田阿熊	769	23	138	
8	秩父市吉田阿熊	771-1	23	141-1	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
9			23	141-2	
10	秩父市吉田阿熊	771-2	23	-	
11	秩父市吉田阿熊	776	23	146-2	
12	秩父市吉田阿熊	826	23	-	
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市吉田阿熊	651-1	23	-	<経営管理実施権が設定される場合> （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。 （２．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （３．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の２割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （４．留意事項） ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。 （２．留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
2	秩父市吉田阿熊	762	23	135-1	
3			23	135-2	
4	秩父市吉田阿熊	764	23	136	
5	秩父市吉田阿熊	766	23	139-1	
6	秩父市吉田阿熊	767	23	139-2	
7	秩父市吉田阿熊	769	23	138	
8	秩父市吉田阿熊	771-1	23	141-1	
9			23	141-2	
10	秩父市吉田阿熊	771-2	23	-	
11	秩父市吉田阿熊	776	23	146-2	
12	秩父市吉田阿熊	826	23	-	
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		R7下吉田23林班 — 7			経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				（名称） 秩父市長 清野 和彦		（所在地） 埼玉県秩父市熊木町 8 番 1 5 号			
					経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）				（氏名又は名称）		（住所又は所在地）			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	秩父市吉田阿熊	797	23	—	山林	0.0277	—	—	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
2	秩父市吉田阿熊	1659-1	23	88-1	山林	0.1576	スギ	56	〃	〃	〃	〃	〃	
3			23	88-2			スギ	64	〃	〃	〃	〃	〃	
4			23	88-3			その他広	77	〃	〃	〃	〃	〃	
5			23	88-4			スギ	62	〃	〃	〃	〃	〃	
6			23	89-1			ヒノキ	52	〃	〃	〃	〃	〃	
7			23	89-2			スギ	72	〃	〃	〃	〃	〃	
8	秩父市吉田阿熊	1659-2	23	—	山林	0.2393	—	—	〃	〃	〃	〃	〃	
9	秩父市吉田阿熊	1659-3	23	—	山林	0.0228	—	—	〃	〃	〃	〃	〃	
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	秩父市吉田阿熊	797	23	－	山林	0.0277	－	－					
2	秩父市吉田阿熊	1659-1	23	88-1	山林	0.1576	スギ	56					
3			23	88-2			スギ	64					
4			23	88-3			その他広	77					
5			23	88-4			スギ	62					
6			23	89-1			ヒノキ	52					
7			23	89-2			スギ	72					
8	秩父市吉田阿熊	1659-2	23	－	山林	0.2393	－	－					
9	秩父市吉田阿熊	1659-3	23	－	山林	0.0228	－	－					
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

秩父市長 清野 和彦

印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

（記載注意）

- （１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （２）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- （５）（Ｂ）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 <経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
1	秩父市吉田阿熊	797	23	-	
2	秩父市吉田阿熊	1659-1	23	88-1	
3			23	88-2	
4			23	88-3	
5			23	88-4	
6			23	89-1	
7			23	89-2	
8	秩父市吉田阿熊	1659-2	23	-	
9	秩父市吉田阿熊	1659-3	23	-	
10					

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 (4. 留意事項) ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
1	秩父市吉田阿熊	797	23	-	
2	秩父市吉田阿熊	1659-1	23	88-1	
3			23	88-2	
4			23	88-3	
5			23	88-4	
6			23	89-1	
7			23	89-2	
8	秩父市吉田阿熊	1659-2	23	-	
9	秩父市吉田阿熊	1659-3	23	-	
10					(2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

＜時期＞

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

＜時期＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

＜相手方及び方法＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		R7下吉田23林班		8		経営管理権の設定を受ける市町村（乙）			（名称） 秩父市長 清野 和彦			（所在地） 埼玉県秩父市熊木町 8 番 1 5 号		
						経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）			（氏名又は名称）			（住所又は所在地）		
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	秩父市吉田阿熊	765-1	23	137-1	山林	0.1262	ヒノキ	65	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
2			23	137-2			ヒノキ	61	〃	〃	〃	〃	〃	
3	秩父市吉田阿熊	765-2	23	－	畑	0.0866	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
4	秩父市吉田阿熊	768	23	140-5	畑	0.0231	スギ	61	〃	〃	〃	〃	〃	
5	秩父市吉田阿熊	770-1	23	140-1	山林	0.3583	スギ	62	〃	〃	〃	〃	〃	
6			23	140-2			その他広	83	〃	〃	〃	〃	〃	
7			23	140-3			ヒノキ	52	〃	〃	〃	〃	〃	
8			23	140-4			ヒノキ	65	〃	〃	〃	〃	〃	
9	秩父市吉田阿熊	770-2	23	－	山林	0.0991	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
10	秩父市吉田阿熊	832	23	－	畑	0.1256	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 （終期） （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
11	秩父市吉田阿熊	833	23	－	山林	0.0171	－	－	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別紙 1 参照	別紙 2 参照	別紙 3 参照	
12	秩父市吉田阿熊	835	23	31-2	畑	0.1038	ヒノキ	51	〃	〃	〃	〃	〃	
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	秩父市吉田阿熊	765-1	23	137-1	山林	0.1262	ヒノキ	65					
2			23	137-2			ヒノキ	61					
3	秩父市吉田阿熊	765-2	23	-	畑	0.0866	-	-					
4	秩父市吉田阿熊	768	23	140-5	畑	0.0231	スギ	61					
5	秩父市吉田阿熊	770-1	23	140-1	山林	0.3583	スギ	62					
6			23	140-2			その他広	83					
7			23	140-3			ヒノキ	52					
8			23	140-4			ヒノキ	65					
9	秩父市吉田阿熊	770-2	23	-	山林	0.0991	-	-					
10	秩父市吉田阿熊	832	23	-	畑	0.1256	-	-					
11	秩父市吉田阿熊	833	23	-	山林	0.0171	-	-					
12	秩父市吉田阿熊	835	23	31-2	畑	0.1038	ヒノキ	51					
13													
14													
15													

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

秩父市長 清野 和彦

印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）



印

（記載注意）

- （１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （２）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- （５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市吉田阿熊	765-1	23	137-1	
2			23	137-2	
3	秩父市吉田阿熊	765-2	23	-	
4	秩父市吉田阿熊	768	23	140-5	
5	秩父市吉田阿熊	770-1	23	140-1	
6			23	140-2	
7			23	140-3	
8			23	140-4	
9	秩父市吉田阿熊	770-2	23	-	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
10	秩父市吉田阿熊	832	23	-	
11	秩父市吉田阿熊	833	23	-	
12	秩父市吉田阿熊	835	23	31-2	
13					
14					<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。 （２．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （３．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の２割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （４．留意事項） ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 乙から甲に金銭の支払いを行わない。 （２．留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
1	秩父市吉田阿熊	765-1	23	137-1	
2			23	137-2	
3	秩父市吉田阿熊	765-2	23	-	
4	秩父市吉田阿熊	768	23	140-5	
5	秩父市吉田阿熊	770-1	23	140-1	
6			23	140-2	
7			23	140-3	
8			23	140-4	
9	秩父市吉田阿熊	770-2	23	-	
10	秩父市吉田阿熊	832	23	-	
11	秩父市吉田阿熊	833	23	-	
12	秩父市吉田阿熊	835	23	31-2	
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

＜時期＞

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

＜時期＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

＜相手方及び方法＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号 番 号		R7下吉田23林班 — 9			経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				（名称） 秩父市長 清野 和彦			（所在地） 埼玉県秩父市熊木町 8 番 1 5 号			
					経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）				（氏名又は名称）		（住所又は所在地）				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢							
1	秩父市吉田阿熊	752-1	23	152-1	山林	1. 1559	スギ	38	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照		
2			23	152-2			スギ	61	〃	〃	〃	〃	〃		
3			23	153			スギ	65	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
4			23	154			その他広	70	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
5			23	155			スギ	84	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
6	秩父市吉田阿熊	752-2	23	152-1	山林	0. 2158	スギ	38	〃	〃	〃	〃	〃		
7			23	152-2			スギ	61	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
8			23	153			スギ	65	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
9			23	154			その他広	70	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
10			23	155			スギ	84	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 （終期） （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
11	秩父市吉田阿熊	816-1	23	24	山林	0.0264	ヒノキ	52	2025.10.14	2036.3.31	別紙1参照	別紙2参照	別紙3参照	
12	秩父市吉田阿熊	816-2	23	-	畑	0.0386	-	-	〃	〃	〃	〃	〃	
13	秩父市吉田阿熊	816-3	23	-	畑	0.0026	-	-	〃	〃	〃	〃	〃	
14	秩父市吉田阿熊	817	23	-	畑	0.1676	-	-	〃	〃	〃	〃	〃	
15	秩父市吉田阿熊	821	23	25	山林	0.0208	ヒノキ	52	〃	〃	〃	〃	〃	
16	秩父市吉田阿熊	885-1	23	-	山林	0.004	-	-	〃	〃	〃	〃	〃	
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	秩父市吉田阿熊	752-1	23	152-1	山林	1. 1559	スギ	38					
2			23	152-2			スギ	61					
3			23	153			スギ	65					
4			23	154			その他広	70					
5			23	155			スギ	84					
6	秩父市吉田阿熊	752-2	23	152-1	山林	0. 2158	スギ	38					
7			23	152-2			スギ	61					
8			23	153			スギ	65					
9			23	154			その他広	70					
10			23	155			スギ	84					
11	秩父市吉田阿熊	816-1	23	24	山林	0. 0264	ヒノキ	52					
12	秩父市吉田阿熊	816-2	23	－	畑	0. 0386	－	－					
13	秩父市吉田阿熊	816-3	23	－	畑	0. 0026	－	－					
14	秩父市吉田阿熊	817	23	－	畑	0. 1676	－	－					
15	秩父市吉田阿熊	821	23	25	山林	0. 0208	ヒノキ	52					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
16	秩父市吉田阿熊	885-1	23	-	山林	0.004	-	-					
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

秩父市長 清野 和彦

印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）



印

（記載注意）

- （１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （２）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- （５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市吉田阿熊	752-1	23	152-1	
2			23	152-2	
3			23	153	
4			23	154	
5			23	155	
6	秩父市吉田阿熊	752-2	23	152-1	
7			23	152-2	
8			23	153	
9			23	154	
10			23	155	
11	秩父市吉田阿熊	816-1	23	24	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 <経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
12	秩父市吉田阿熊	816-2	23	-	
13	秩父市吉田阿熊	816-3	23	-	
14	秩父市吉田阿熊	817	23	-	
15	秩父市吉田阿熊	821	23	25	
16	秩父市吉田阿熊	885-1	23	-	
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市吉田阿熊	752-1	23	152-1	<経営管理実施権が設定される場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。
2			23	152-2	
3			23	153	
4			23	154	
5			23	155	
6	秩父市吉田阿熊	752-2	23	152-1	（2．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。
7			23	152-2	
8			23	153	
9			23	154	
10			23	155	
11	秩父市吉田阿熊	816-1	23	24	○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。
12	秩父市吉田阿熊	816-2	23	-	
13	秩父市吉田阿熊	816-3	23	-	
14	秩父市吉田阿熊	817	23	-	
15	秩父市吉田阿熊	821	23	25	
16	秩父市吉田阿熊	885-1	23	-	（4．留意事項） ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
17					
18					
19					
20					
21					<経営管理実施権が設定されない場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 乙から甲に金銭の支払いを行わない。 （2．留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
22					
23					
24					
25					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		R7下吉田23林班 — 10			経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				（名称）			（所在地）		
									秩父市長 清野 和彦			埼玉県秩父市熊木町 8 番 1 5 号		
					経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）				（氏名又は名称）			（住所又は所在地）		
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	秩父市吉田阿熊	590-1	23	6-1	山林	0.2417	すぎ	54	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別紙 1 参照	別紙 2 参照	別紙 3 参照	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	秩父市吉田阿熊	590-1	23	6-1	山林	0.2417	すぎ	54					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上）	秩父市長 清野 和彦	印
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上）		印

（記載注意）

- （１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （２）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- （５）（Ｂ）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 <経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
1	秩父市吉田阿熊	590-1	23	6-1	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。 （2．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4．留意事項） ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。 （2．留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
1	秩父市吉田阿熊	590-1	23	6-1	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		R7下吉田23林班		11		経営管理権の設定を受ける市町村（乙）			（名称） 秩父市長 清野 和彦			（所在地） 埼玉県秩父市熊木町8番15号		
						経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）			（氏名又は名称）			（住所又は所在地）		
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	秩父市吉田阿熊	599	23	188	畑	0.0885	ヒノキ	36	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別紙1参照	別紙2参照	別紙3参照	
2	秩父市吉田阿熊	599	23	189	畑	0.0885	ヒノキ	37	〃	〃	〃	〃	〃	
3	秩父市吉田阿熊	730-2	23	157	畑	0.2409	スギ	63	〃	〃	〃	〃	〃	
4			23	158-1			スギ	61	〃	〃	〃	〃	〃	
5			23	158-2			ヒノキ	61	〃	〃	〃	〃	〃	
6	秩父市吉田阿熊	773-1	23	143-1	山林	0.2099	スギ	61	〃	〃	〃	〃	〃	
7			23	143-2			その他広	62	〃	〃	〃	〃	〃	
8	秩父市吉田阿熊	773-2	23	143-1	山林	0.1593	スギ	61	〃	〃	〃	〃	〃	
9			23	143-2			その他広	62	〃	〃	〃	〃	〃	
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	秩父市吉田阿熊	599	23	188	畑	0.0885	ヒノキ	36					
2	秩父市吉田阿熊	599	23	189	畑	0.0885	ヒノキ	37					
3	秩父市吉田阿熊	730-2	23	157	畑	0.2409	スギ	63					
4			23	158-1			スギ	61					
5			23	158-2			ヒノキ	61					
6	秩父市吉田阿熊	773-1	23	143-1	山林	0.2099	スギ	61					
7			23	143-2			その他広	62					
8	秩父市吉田阿熊	773-2	23	143-1	山林	0.1593	スギ	61					
9			23	143-2			その他広	62					
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

秩父市長 清野 和彦

印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

（記載注意）

- （１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （２）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- （５）（Ｂ）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 <経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
1	秩父市吉田阿熊	599	23	188	
2	秩父市吉田阿熊	599	23	189	
3	秩父市吉田阿熊	730-2	23	157	
4			23	158-1	
5			23	158-2	
6	秩父市吉田阿熊	773-1	23	143-1	
7			23	143-2	
8	秩父市吉田阿熊	773-2	23	143-1	
9			23	143-2	
10					

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。 （2．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4．留意事項） ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。 （2．留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
1	秩父市吉田阿熊	599	23	188	
2	秩父市吉田阿熊	599	23	189	
3	秩父市吉田阿熊	730-2	23	157	
4			23	158-1	
5			23	158-2	
6	秩父市吉田阿熊	773-1	23	143-1	
7			23	143-2	
8	秩父市吉田阿熊	773-2	23	143-1	
9			23	143-2	
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

＜時期＞

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

＜時期＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

＜相手方及び方法＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		R7下吉田23林班 — 12			経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				（名称）			（所在地）		
									秩父市長 清野 和彦			埼玉県秩父市熊木町 8 番 1 5 号		
					経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）				（氏名又は名称）			（住所又は所在地）		
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	秩父市吉田阿熊	588-1	23	6-2	山林	0.0915	スギ	61	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
2	秩父市吉田阿熊	588-2	23	－	山林	0.0244	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
3	秩父市吉田阿熊	589	23	5	山林	0.0396	その他広	64	〃	〃	〃	〃	〃	
4	秩父市吉田阿熊	617-1	23	11	山林	0.0102	その他広	61	〃	〃	〃	〃	〃	
5	秩父市吉田阿熊	617-2	23	11	山林	0.0049	その他広	61	〃	〃	〃	〃	〃	
6	秩父市吉田阿熊	618	23	－	山林	0.0029	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
7	秩父市吉田阿熊	619	23	－	墓地	0.0009	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
8	秩父市吉田阿熊	620	23	－	山林	0.0033	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
9	秩父市吉田阿熊	621	23	－	山林	0.0009	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
10	秩父市吉田阿熊	624	23	－	畑	0.0340	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
11	秩父市吉田阿熊	761	23	148	山林	0.1256	スギ	68	〃	〃	〃	〃	〃	
12	秩父市吉田阿熊	774	23	147	山林	0.1001	スギ	68	〃	〃	〃	〃	〃	

13	秩父市吉田阿熊	779-1	23	150-2	畑	0.0991	スギ	63	〃	〃	〃	〃	〃	
14	秩父市吉田阿熊	779-2	23	150-2	山林	0.1752	スギ	63	〃	〃	〃	〃	〃	
15	秩父市吉田阿熊	834	23	38	山林	0.0310	アカマツ	61	〃	〃	〃	〃	〃	
16	秩父市吉田阿熊	937	23	48-3	畑	0.0697	その他広	70	〃	〃	〃	〃	〃	
17	秩父市吉田阿熊	938-2	23	-	山林	0.0061	-	-	〃	〃	〃	〃	〃	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	秩父市吉田阿熊	588-1	23	6-2	山林	0.0915	スギ	61					
2	秩父市吉田阿熊	588-2	23	-	山林	0.0244	-	-					
3	秩父市吉田阿熊	589	23	5	山林	0.0396	その他広	64					
4	秩父市吉田阿熊	617-1	23	11	山林	0.0102	その他広	61					
5	秩父市吉田阿熊	617-2	23	11	山林	0.0049	その他広	61					
6	秩父市吉田阿熊	618	23	-	山林	0.0029	-	-					
7	秩父市吉田阿熊	619	23	-	墓地	0.0009	-	-					
8	秩父市吉田阿熊	620	23	-	山林	0.0033	-	-					
9	秩父市吉田阿熊	621	23	-	山林	0.0009	-	-					
10	秩父市吉田阿熊	624	23	-	畑	0.034	-	-					
11	秩父市吉田阿熊	761	23	148	山林	0.1256	スギ	68					
12	秩父市吉田阿熊	774	23	147	山林	0.1001	スギ	68					

13	秩父市吉田阿熊	779-1	23	150-2	畑	0.0991	スギ	63					
14	秩父市吉田阿熊	779-2	23	150-2	山林	0.1752	スギ	63					
15	秩父市吉田阿熊	834	23	38	山林	0.031	アカマツ	61					
16	秩父市吉田阿熊	937	23	48-3	畑	0.0697	その他広	70					
17	秩父市吉田阿熊	938-2	23	-	山林	0.0061	-	-					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

秩父市長 清野 和彦

印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

（記載注意）

- （１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （２）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- （５）（Ｂ）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 <経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
1	秩父市吉田阿熊	588-1	23	6-2	
2	秩父市吉田阿熊	-	23	-	
3	秩父市吉田阿熊	589	23	5	
4	秩父市吉田阿熊	617-1	23	11	
5	秩父市吉田阿熊	617-2	23	11	
6	秩父市吉田阿熊	-	23	-	
7	秩父市吉田阿熊	-	23	-	
8	秩父市吉田阿熊	-	23	-	
9	秩父市吉田阿熊	621	23	-	
10	秩父市吉田阿熊	624	23	-	
11	秩父市吉田阿熊	761	23	148	
12	秩父市吉田阿熊	774	23	147	
13	秩父市吉田阿熊	779-1	23	150-2	
14	秩父市吉田阿熊	779-2	23	150-2	
15	秩父市吉田阿熊	834	23	38	
16	秩父市吉田阿熊	937	23	48-3	
17	秩父市吉田阿熊	938-2	23	-	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。 （2．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4．留意事項） ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 乙から甲に金銭の支払いを行わない。 （2．留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
1	秩父市吉田阿熊	588-1	23	6-2	
2	秩父市吉田阿熊	588-2	23	-	
3	秩父市吉田阿熊	589	23	5	
4	秩父市吉田阿熊	617-1	23	11	
5	秩父市吉田阿熊	617-2	23	11	
6	秩父市吉田阿熊	618	23	-	
7	秩父市吉田阿熊	619	23	-	
8	秩父市吉田阿熊	620	23	-	
9	秩父市吉田阿熊	621	23	-	
10	秩父市吉田阿熊	624	23	-	
11	秩父市吉田阿熊	761	23	148	
12	秩父市吉田阿熊	774	23	147	
13	秩父市吉田阿熊	779-1	23	150-2	
14	秩父市吉田阿熊	779-2	23	150-2	
15	秩父市吉田阿熊	834	23	38	
16	秩父市吉田阿熊	937	23	48-3	
17	秩父市吉田阿熊	938-2	23	-	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

＜時期＞

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

＜時期＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

＜相手方及び方法＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		R7下吉田23林班 — 13			経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				（名称） 秩父市長 清野 和彦		（所在地） 埼玉県秩父市熊木町 8 番 1 5 号			
					経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）				（氏名又は名称）		（住所又は所在地）			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	秩父市吉田阿熊	763	23	—	山林	0.0763	—	—	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別紙 1 参照	別紙 2 参照	別紙 3 参照	
2	秩父市吉田阿熊	772-1	23	142-1	山林	0.1920	ヒノキ	56	〃	〃	〃	〃	〃	
3			23	142-2			スギ	65	〃	〃	〃	〃	〃	
4	秩父市吉田阿熊	772-2	23	142-1	山林	0.0046	ヒノキ	56	〃	〃	〃	〃	〃	
5			23	142-2			スギ	65	〃	〃	〃	〃	〃	
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	秩父市吉田阿熊	763	23	-	山林	0.0763	-	-					
2	秩父市吉田阿熊	772-1	23	142-1	山林	0.192	ヒノキ	56					
3			23	142-2			スギ	65					
4	秩父市吉田阿熊	772-2	23	142-1	山林	0.0046	ヒノキ	56					
5			23	142-2			スギ	65					
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

秩父市長 清野 和彦

印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

（記載注意）

- （１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （２）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- （５）（Ｂ）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市吉田阿熊	763	23	-	
2	秩父市吉田阿熊	772-1	23	142-1	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
3			23	142-2	
4	秩父市吉田阿熊	772-2	23	142-1	
5			23	142-2	
6					
7					<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
8					
9					
10					

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4. 留意事項） ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。 （2. 留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
1	秩父市吉田阿熊	763	23	-	
2	秩父市吉田阿熊	772-1	23	142-1	
3			23	142-2	
4	秩父市吉田阿熊	772-2	23	142-1	
5			23	142-2	
6					
7					
8					
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

＜時期＞

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

＜時期＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

＜相手方及び方法＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号		R7下吉田23林班 — 14		経営管理権の設定を受ける市町村（乙）					(名称) 秩父市長 清野 和彦		(所在地) 埼玉県秩父市熊木町 8 番 1 5 号			
				経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	秩父市吉田阿熊	1653	23	82-1	山林	0.0621	スギ	80	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別紙 1 参照	別紙 2 参照	別紙 3 参照	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	秩父市吉田阿熊	1653	23	82-1	山林	0.0621	スギ	80					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上）	秩父市長 清野 和彦	印
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上）		印

（記載注意）

- （１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （２）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- （５）（Ｂ）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 <経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
1	秩父市吉田阿熊	1653	23	82-1	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	＜経営管理実施権が設定される場合＞ （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4. 留意事項） ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。 （2. 留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
1	秩父市吉田阿熊	1653	23	82-1	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		R7下吉田23林班 — 15			経営管理権の設定を受ける市町村（乙） 経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）				（名称） 秩父市長 清野 和彦			（所在地） 埼玉県秩父市熊木町 8 番 1 5 号		
									（氏名又は名称）			（住所又は所在地）		
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	秩父市吉田阿熊	824	23	－	山林	0.1190	－	－	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
2	秩父市吉田阿熊	825	23	－	畑	0.0152	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
3	秩父市吉田阿熊	941	23	－	畑	0.0426	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
4	秩父市吉田阿熊	942-1	23	49	山林	0.1041	その他広	74	〃	〃	〃	〃	〃	
5	秩父市吉田阿熊	942-3	23	49	畑	0.0042	その他広	74	〃	〃	〃	〃	〃	
6	秩父市吉田阿熊	944	23	54	山林	0.0545	ヒノキ	70	〃	〃	〃	〃	〃	
7	秩父市吉田阿熊	945	23	53	山林	0.0280	ヒノキ	70	〃	〃	〃	〃	〃	
8	秩父市吉田阿熊	606	23	－	畑	0.0095	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
9	秩父市吉田阿熊	913	23	－	畑	0.2247	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
10	秩父市吉田阿熊	942-2	23	49	畑	0.0241	その他広	74	〃	〃	〃	〃	〃	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	秩父市吉田阿熊	824	23	－	山林	0.1190	－	－					
2	秩父市吉田阿熊	825	23	－	畑	0.0152	－	－					
3	秩父市吉田阿熊	941	23	－	畑	0.0426	－	－					
4	秩父市吉田阿熊	942-1	23	49	山林	0.1041	その他広	74					
5	秩父市吉田阿熊	942-3	23	49	畑	0.0042	その他広	74					
6	秩父市吉田阿熊	944	23	54	山林	0.0545	ヒノキ	70					
7	秩父市吉田阿熊	945	23	53	山林	0.0280	ヒノキ	70					
8	秩父市吉田阿熊	606	23	－	畑	0.0095	－	－					
9	秩父市吉田阿熊	913	23	－	畑	0.2247	－	－					
10	秩父市吉田阿熊	942-2	23	49	畑	0.0241	その他広	74					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上）	秩父市長 清野 和彦	印
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上）		印

（記載注意）

- （１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （２）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- （５）（Ｂ）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市吉田阿熊	824	23	－	
2	秩父市吉田阿熊	825	23	－	
3	秩父市吉田阿熊	941	23	－	
4	秩父市吉田阿熊	942-1	23	49	
5	秩父市吉田阿熊	942-3	23	49	
6	秩父市吉田阿熊	944	23	54	
7	秩父市吉田阿熊	945	23	53	
8	秩父市吉田阿熊	606	23	－	
9	秩父市吉田阿熊	913	23	－	
10	秩父市吉田阿熊	942-2	23	49	
11					<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市吉田阿熊	824	23	-	<経営管理実施権が設定される場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。 （2．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4．留意事項） ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 乙から甲に金銭の支払いを行わない。 （2．留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
2	秩父市吉田阿熊	825	23	-	
3	秩父市吉田阿熊	941	23	-	
4	秩父市吉田阿熊	942-1	23	49	
5	秩父市吉田阿熊	942-3	23	49	
6	秩父市吉田阿熊	944	23	54	
7	秩父市吉田阿熊	945	23	53	
8	秩父市吉田阿熊	606	23	-	
9	秩父市吉田阿熊	913	23	-	
10	秩父市吉田阿熊	942-2	23	49	
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		R7下吉田23林班 — 16			経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				（名称）			（所在地）		
									秩父市長 清野 和彦			埼玉県秩父市熊木町 8 番 1 5 号		
					経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）				（氏名又は名称）			（住所又は所在地）		
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	秩父市吉田阿熊	946-1	23	—	山林	0.0757	—	—	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別紙 1 参照	別紙 2 参照	別紙 3 参照	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	秩父市吉田阿熊	946-1	23	-	山林	0.0757	-	-					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上）	秩父市長 清野 和彦	印
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上）		印

（記載注意）

- （１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （２）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- （５）（Ｂ）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 <経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
1	秩父市吉田阿熊	946-1	23	-	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。 （2．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4．留意事項） ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。 （2．留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
1	秩父市吉田阿熊	946-1	23	-	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		R7下吉田23林班 — 17			経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				（名称） 秩父市長 清野 和彦			（所在地） 埼玉県秩父市熊木町 8 番 1 5 号		
					経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）				（氏名又は名称）			（住所又は所在地）		
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	秩父市吉田阿熊	733-2	23	－	山林	0.0092	－	－	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
2	秩父市吉田阿熊	745	23	167-1	山林	0.2105	スギ	71	〃	〃	〃	〃	〃	
3		745	23	167-2			スギ	52	〃	〃	〃	〃	〃	
4	秩父市吉田阿熊	756-1	23	149	山林	0.1061	ヒノキ	65	〃	〃	〃	〃	〃	
5			23	149			スギ	65	〃	〃	〃	〃	〃	
6			23	150-1			その他広	71	〃	〃	〃	〃	〃	
7	秩父市吉田阿熊	756-2	23	－	山林	0.0476	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
8	秩父市吉田阿熊	775	23	146-1	山林	0.1071	スギ	51	〃	〃	〃	〃	〃	
9			23	146-1		0.1071	ヒノキ	51	〃	〃	〃	〃	〃	
10	秩父市吉田阿熊	805-1	23	－	畑	0.0393	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 （終期） （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
11	秩父市吉田阿熊	805-2	23	-	畑	0.0297	-	-	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別紙 1 参照	別紙 2 参照	別紙 3 参照	
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	秩父市吉田阿熊	733-2	23	-	山林	0.0092	-	-					
2	秩父市吉田阿熊	745	23	167-1	山林	0.2105	スギ	71					
3		745	23	167-2			スギ	52					
4	秩父市吉田阿熊	756-1	23	149	山林	0.1061	ヒノキ	65					
5			23	149			スギ	65					
6			23	150-1			その他広	71					
7	秩父市吉田阿熊	756-2	23	-	山林	0.0476	-	-					
8	秩父市吉田阿熊	775	23	146-1	山林	0.1071	スギ	51					
9			23	146-1		0.1071	ヒノキ	51					
10	秩父市吉田阿熊	805-1	23	-	畑	0.0393	-	-					
11	秩父市吉田阿熊	805-2	23	-	畑	0.0297	-	-					
12													
13													
14													
15													

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

秩父市長 清野 和彦

印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

（記載注意）

- （１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （２）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- （５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市吉田阿熊	733-2	23	-	
2	秩父市吉田阿熊	745	23	167-1	
3		745	23	167-2	
4	秩父市吉田阿熊	756-1	23	149	
5			23	149	
6			23	150-1	
7	秩父市吉田阿熊	756-2	23	-	
8	秩父市吉田阿熊	775	23	146-1	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
9			23	146-1	
10	秩父市吉田阿熊	805-1	23	-	
11	秩父市吉田阿熊	805-2	23	-	
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市吉田阿熊	733-2	23	-	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 (4. 留意事項) ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
2	秩父市吉田阿熊	745	23	167-1	
3		745	23	167-2	
4	秩父市吉田阿熊	756-1	23	149	
5			23	149	
6			23	150-1	
7	秩父市吉田阿熊	756-2	23	-	
8	秩父市吉田阿熊	775	23	146-1	
9			23	146-1	
10	秩父市吉田阿熊	805-1	23	-	
11	秩父市吉田阿熊	805-2	23	-	
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		R7下吉田23林班 — 18			経営管理権の設定を受ける市町村（乙） 経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）				（名称） 秩父市長 清野 和彦			（所在地） 埼玉県秩父市熊木町 8 番 1 5 号		
									（氏名又は名称）			（住所又は所在地）		
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	秩父市吉田阿熊	710	23	－	山林	0.0102	－	－	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
2	秩父市吉田阿熊	712	23	－	山林	0.0171	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
3	秩父市吉田阿熊	722	23	164-1	山林	0.0935	スギ	75	〃	〃	〃	〃	〃	
4			23	164-2			ヒノキ	52	〃	〃	〃	〃		
5			23	164-3			スギ	75	〃	〃	〃	〃		
6	秩父市吉田阿熊	723	23	－	原野	0.0039	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
7	秩父市吉田阿熊	735	23	－	山林	0.0466	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
8	秩父市吉田阿熊	738	23	166-2	山林	0.0664	ヒノキ	47	〃	〃	〃	〃	〃	
9	秩父市吉田阿熊	739	23	－	原野	0.0013	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
10	秩父市吉田阿熊	794-1	23	181	山林	0.1514	スギ	61	〃	〃	〃	〃	〃	
11	秩父市吉田阿熊	794-2	23	181	山林	0.0079	スギ	61	〃	〃	〃	〃	〃	
12	秩父市吉田阿熊	798	23	185	山林	0.1669	ヒノキ	43	〃	〃	〃	〃	〃	

13	秩父市吉田阿熊	750	23	172	山林	0.0578	スギ	63	〃	〃	〃	〃	〃	
14	秩父市吉田阿熊	751	23	173	山林	0.0604	スギ	63	〃	〃	〃	〃	〃	
15	秩父市吉田阿熊	753	23	151	山林	0.1117	スギ	63	〃	〃	〃	〃	〃	
16	秩父市吉田阿熊	758	23	174	山林	0.2376	スギ	57	〃	〃	〃	〃	〃	
17	秩父市吉田阿熊	759	23	175	山林	0.0099	スギ	57	〃	〃	〃	〃	〃	
18	秩父市吉田阿熊	784	23	－	山林	0.0228	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
19	秩父市吉田阿熊	780	23	178	山林	0.1371	スギ	67	〃	〃	〃	〃	〃	
20	秩父市吉田阿熊	806	23	21	原野	0.0380	クヌギ	62	〃	〃	〃	〃	〃	
21	秩父市吉田阿熊	807	23	－	原野	0.0221	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
22	秩父市吉田阿熊	814	23	23-2	原野	0.1590	ヒノキ	52	〃	〃	〃	〃	〃	
23	秩父市吉田阿熊	815	23	23-1	山林	0.0218	その他広	61	〃	〃	〃	〃	〃	
24	秩父市吉田阿熊	819	23	29-1	山林	0.1771	ヒノキ	37	〃	〃	〃	〃	〃	
25			23	29-2			ヒノキ	36	〃	〃	〃	〃	〃	
26			23	29-3			ヒノキ	35	〃	〃	〃	〃	〃	
27	秩父市吉田阿熊	823	23	28	山林	0.0320	ヒノキ	40	〃	〃	〃	〃	〃	
28	秩父市吉田阿熊	827-1	23	30	原野	0.0935	クヌギ	68	〃	〃	〃	〃	〃	
29	秩父市吉田阿熊	829	23	－	山林	0.0145	－		〃	〃	〃	〃	〃	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	秩父市吉田阿熊	710	23	－	山林	0.0102	－	－					
2	秩父市吉田阿熊	712	23	－	山林	0.0171	－	－					
3	秩父市吉田阿熊	722	23	164-1	山林	0.0935	スギ	75					
4			23	164-2			ヒノキ	52					
5			23	164-3			スギ	75					
6	秩父市吉田阿熊	723	23	－	原野	0.0039	－	－					
7	秩父市吉田阿熊	735	23	－	山林	0.0466	－	－					
8	秩父市吉田阿熊	738	23	166-2	山林	0.0664	ヒノキ	47					
9	秩父市吉田阿熊	739	23	－	原野	0.0013	－	－					
10	秩父市吉田阿熊	794-1	23	181	山林	0.1514	スギ	61					
11	秩父市吉田阿熊	794-2	23	181	山林	0.0079	スギ	61					
12	秩父市吉田阿熊	798	23	185	山林	0.1669	ヒノキ	43					
13	秩父市吉田阿熊	750	23	172	山林	0.0578	スギ	63					
14	秩父市吉田阿熊	751	23	173	山林	0.0604	スギ	63					
15	秩父市吉田阿熊	753	23	151	山林	0.1117	スギ	63					
16	秩父市吉田阿熊	758	23	174	山林	0.2376	スギ	57					
17	秩父市吉田阿熊	759	23	175	山林	0.0099	スギ	57					
18	秩父市吉田阿熊	784	23	－	山林	0.0228	－	－					
19	秩父市吉田阿熊	780	23	178	山林	0.1371	スギ	67					

20	秩父市吉田阿熊	806	23	21	原野	0.038	クヌギ	62					
21	秩父市吉田阿熊	807	23	-	原野	0.0221	-	-					
22	秩父市吉田阿熊	814	23	23-2	原野	0.159	ヒノキ	52					
23	秩父市吉田阿熊	815	23	23-1	山林	0.0218	その他広	61					
24	秩父市吉田阿熊	819	23	29-1	山林	0.1771	ヒノキ	37					
25			23	29-2			ヒノキ	36					
26			23	29-3			ヒノキ	35					
27	秩父市吉田阿熊	823	23	28	山林	0.032	ヒノキ	40					
28	秩父市吉田阿熊	827-1	23	30	原野	0.0935	クヌギ	68					
29	秩父市吉田阿熊	829	23	-	山林	0.0145	-						

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

秩父市長 清野 和彦

印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）



印

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- （1）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができ、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 <経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
1	秩父市吉田阿熊	710	23	-	
2	秩父市吉田阿熊	712	23	-	
3	秩父市吉田阿熊	722	23	164-1	
4			23	164-2	
5			23	164-3	
6	秩父市吉田阿熊	723	23	-	
7	秩父市吉田阿熊	735	23	-	
8	秩父市吉田阿熊	738	23	166-2	
9	秩父市吉田阿熊	739	23	-	
10	秩父市吉田阿熊	794-1	23	181	
11	秩父市吉田阿熊	794-2	23	181	
12	秩父市吉田阿熊	798	23	185	
13	秩父市吉田阿熊	750	23	172	
14	秩父市吉田阿熊	751	23	173	
15	秩父市吉田阿熊	753	23	151	
16	秩父市吉田阿熊	758	23	174	
17	秩父市吉田阿熊	759	23	175	
18	秩父市吉田阿熊	784	23	-	
19	秩父市吉田阿熊	780	23	178	

20	秩父市吉田阿熊	806	23	21
21	秩父市吉田阿熊	807	23	－
22	秩父市吉田阿熊	814	23	23-2
23	秩父市吉田阿熊	815	23	23-1
24	秩父市吉田阿熊	819	23	29-1
25			23	29-2
26			23	29-3
27	秩父市吉田阿熊	823	23	28
28	秩父市吉田阿熊	827-1	23	30
29	秩父市吉田阿熊	829	23	－

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。 （2．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4．留意事項） ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。 （2．留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
1	秩父市吉田阿熊	710	23	-	
2	秩父市吉田阿熊	712	23	-	
3	秩父市吉田阿熊	722	23	164-1	
4			23	164-2	
5			23	164-3	
6	秩父市吉田阿熊	723	23	-	
7	秩父市吉田阿熊	735	23	-	
8	秩父市吉田阿熊	738	23	166-2	
9	秩父市吉田阿熊	739	23	-	
10	秩父市吉田阿熊	794-1	23	181	
11	秩父市吉田阿熊	794-2	23	181	
12	秩父市吉田阿熊	798	23	185	
13	秩父市吉田阿熊	750	23	172	
14	秩父市吉田阿熊	751	23	173	
15	秩父市吉田阿熊	753	23	151	
16	秩父市吉田阿熊	758	23	174	
17	秩父市吉田阿熊	759	23	175	
18	秩父市吉田阿熊	784	23	-	

19	秩父市吉田阿熊	780	23	178
20	秩父市吉田阿熊	806	23	21
21	秩父市吉田阿熊	807	23	－
22	秩父市吉田阿熊	814	23	23-2
23	秩父市吉田阿熊	815	23	23-1
24	秩父市吉田阿熊	819	23	29-1
25			23	29-2
26			23	29-3
27	秩父市吉田阿熊	823	23	28
28	秩父市吉田阿熊	827-1	23	30
29	秩父市吉田阿熊	829	23	－

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

＜時期＞

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

＜時期＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

＜相手方及び方法＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		R7下吉田23林班			19			経営管理権の設定を受ける市町村（乙）			（名称）		（所在地）		
								経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）			秩父市長 清野 和彦		埼玉県秩父市熊木町8番15号		
											（氏名又は名称）		（住所又は所在地）		
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢							
1	秩父市吉田阿熊	1612	23	－	畑	0.0892	－	－	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別紙1 参照	別紙2 参照	別紙3 参照		
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	秩父市吉田阿熊	1612	23	-	畑	0.0892	-	-					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上）	秩父市長 清野 和彦	印
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上）		印

（記載注意）

- （１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （２）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- （５）（Ｂ）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	＜経営管理実施権が設定される場合＞ ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
1	秩父市吉田阿熊	1612	23	-	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。 （2．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4．留意事項） ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。 （2．留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
1	秩父市吉田阿熊	1612	23	-	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号		R7下吉田23林班		—20		経営管理権の設定を受ける市町村（乙）			（名称） 秩父市長 清野 和彦		（所在地） 埼玉県秩父市熊木町8番15号				
						経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）			（氏名又は名称）		（住所又は所在地）				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢							
1	秩父市吉田阿熊	754-1	23	131-1	山林	1.3318	スギ	61	2025.10.14	2036.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照		
2			23	131-2			ヒノキ	71	〃	〃	〃	〃	〃		
3			23	131-3			ヒノキ	61	〃	〃	〃	〃	〃		
4			23	132			スギ	71	〃	〃	〃	〃	〃		
5	秩父市吉田阿熊	754-2	23	131-1	山林	0.0234	スギ	61	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
6			23	131-2			ヒノキ	71	〃	〃	〃	〃	〃		
7			23	131-3			ヒノキ	61	〃	〃	〃	〃	〃		
8			23	132			スギ	71	〃	〃	〃	〃	〃		
9															
10															

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	秩父市吉田阿熊	754-1	23	131-1	山林	1.3318	スギ	61					
2			23	131-2			ヒノキ	71					
3			23	131-3			ヒノキ	61					
4			23	132			スギ	71					
5	秩父市吉田阿熊	754-2	23	131-1	山林	0.0234	スギ	61					
6			23	131-2			ヒノキ	71					
7			23	131-3			ヒノキ	61					
8			23	132			スギ	71					
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

秩父市長 清野 和彦

印

住 所（同上）

印

印

印

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市吉田阿熊	754-1	23	131-1	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
2			23	131-2	
3			23	131-3	
4			23	132	
5	秩父市吉田阿熊	754-2	23	131-1	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
6			23	131-2	
7			23	131-3	
8			23	132	
9					
10					

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。 （2．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4．留意事項） ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。 （2．留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
1	秩父市吉田阿熊	754-1	23	131-1	
2			23	131-2	
3			23	131-3	
4			23	132	
5	秩父市吉田阿熊	754-2	23	131-1	
6			23	131-2	
7			23	131-3	
8			23	132	
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		R7下吉田23林班 — 21			経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				（名称）			（所在地）		
									秩父市長 清野 和彦			埼玉県秩父市熊木町8番15号		
					経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）				（氏名又は名称）			（住所又は所在地）		
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	秩父市吉田阿熊	720-1	23	－	畑	0.0634	－	－	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別紙1 参照	別紙2 参照	別紙3 参照	
2	秩父市吉田阿熊	720-2	23	－	畑	0.0495	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	秩父市吉田阿熊	720-1	23	-	畑	0.0634	-	-					
2	秩父市吉田阿熊	720-2	23	-	畑	0.0495	-	-					
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上）	秩父市長 清野 和彦	印
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上）		印

（記載注意）

- （１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （２）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- （５）（Ｂ）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	＜経営管理実施権が設定される場合＞ ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
1	秩父市吉田阿熊	720-1	23	-	
2	秩父市吉田阿熊	720-2	23	-	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4. 留意事項） ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。 （2. 留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
1	秩父市吉田阿熊	720-1	23	-	
2	秩父市吉田阿熊	720-2	23	-	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		R7下吉田23林班 — 22			経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				（名称） 秩父市長 清野 和彦			（所在地） 埼玉県秩父市熊木町 8 番 1 5 号		
					経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）				（氏名又は名称）			（住所又は所在地）		
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	秩父市吉田阿熊	1205	23	－	山林	0.0046	－	－	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
2	秩父市吉田阿熊	1206-1	23	57-2	山林	0.0308	スギ	48	〃	〃	〃	〃	〃	
3			23	57-2			ヒノキ	48	〃	〃	〃	〃	〃	
4	秩父市吉田阿熊	1207-1	23	－	山林	0.1704	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
5	秩父市吉田阿熊	1513-1	23	63	山林	0.069	スギ	63	〃	〃	〃	〃	〃	
6	秩父市吉田阿熊	1567-1	23	74-4	畑	0.2301	スギ	45	〃	〃	〃	〃	〃	
7	秩父市吉田阿熊	1648	23	73-1	山林	0.2578	スギ	57	〃	〃	〃	〃	〃	
8			23	73-2			スギ	64	〃	〃	〃	〃	〃	
9			23	74-1			スギ	61	〃	〃	〃	〃	〃	
10			23	74-2			スギ	64	〃	〃	〃	〃	〃	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 （終期） （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
11			23	74-3			ヒノキ	61	2025. 7. 1	2036. 3. 31	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
12	秩父市吉田阿熊	1649	23	75	山林	0. 0181	スギ	64	〃	〃	〃	〃	〃	
13	秩父市吉田阿熊	1652	23	81	山林	0. 0482	スギ	68	〃	〃	〃	〃	〃	
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	秩父市吉田阿熊	1205	23	-	山林	0.0046	-	-					
2	秩父市吉田阿熊	1206-1	23	57-2	山林	0.0308	スギ	48					
3			23	57-2			ヒノキ	48					
4	秩父市吉田阿熊	1207-1	23	-	山林	0.1704	-	-					
5	秩父市吉田阿熊	1513-1	23	63	山林	0.069	スギ	63					
6	秩父市吉田阿熊	1567-1	23	74-4	畑	0.2301	スギ	45					
7	秩父市吉田阿熊	1648	23	73-1	山林	0.2578	スギ	57					
8			23	73-2			スギ	64					
9			23	74-1			スギ	61					
10			23	74-2			スギ	64					
11			23	74-3			ヒノキ	61					
12	秩父市吉田阿熊	1649	23	75	山林	0.0181	スギ	64					
13	秩父市吉田阿熊	1652	23	81	山林	0.0482	スギ	68					
14													
15													

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

秩父市長 清野 和彦

印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）



印

（記載注意）

- （１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （２）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- （５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市吉田阿熊	1205	23	-	
2	秩父市吉田阿熊	1206-1	23	57-2	
3			23	57-2	
4	秩父市吉田阿熊	1207-1	23	-	
5	秩父市吉田阿熊	1513-1	23	63	
6	秩父市吉田阿熊	1567-1	23	74-4	
7	秩父市吉田阿熊	1648	23	73-1	
8			23	73-2	
9			23	74-1	
10			23	74-2	
11			23	74-3	
12	秩父市吉田阿熊	1649	23	75	
13	秩父市吉田阿熊	1652	23	81	
14					<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 <経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。 （2．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4．留意事項） ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 乙から甲に金銭の支払いを行わない。 （2．留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
1	秩父市吉田阿熊	1205	23	-	
2	秩父市吉田阿熊	1206-1	23	57-2	
3			23	57-2	
4	秩父市吉田阿熊	1207-1	23	-	
5	秩父市吉田阿熊	1513-1	23	63	
6	秩父市吉田阿熊	1567-1	23	74-4	
7	秩父市吉田阿熊	1648	23	73-1	
8			23	73-2	
9			23	74-1	
10			23	74-2	
11			23	74-3	
12	秩父市吉田阿熊	1649	23	75	
13	秩父市吉田阿熊	1652	23	81	
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

＜時期＞

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

＜時期＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

＜相手方及び方法＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		R7下吉田23林班			経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				（名称）			（所在地）		
									秩父市長 清野 和彦			埼玉県秩父市熊木町 8 番 1 5 号		
									経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）			（氏名又は名称）		
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	秩父市吉田阿熊	1584	23	－	畑	0.0433	－	－	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
2	秩父市吉田阿熊	1585	23	－	原野	0.0304	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
3	秩父市吉田阿熊	1586	23	82-2	山林	0.0429	スギ	51	〃	〃	〃	〃	〃	
4	秩父市吉田阿熊	1587	23	－	山林	0.0813	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
5	秩父市吉田阿熊	1590-1	23	83	山林	0.0446	ヒノキ	52	〃	〃	〃	〃	〃	
6	秩父市吉田阿熊	1604	23	103	山林	0.0442	スギ	63	〃	〃	〃	〃	〃	
7	秩父市吉田阿熊	1622-2	23	－	山林	0.2155	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
8	秩父市吉田阿熊	1664-2	23	101	山林	0.2975	スギ	63	〃	〃	〃	〃	〃	
9			23	102-1			スギ	67	〃	〃	〃	〃	〃	
10			23	102-2			スギ	67	〃	〃	〃	〃	〃	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 （終期） （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
11	秩父市吉田阿熊	1617	23	126-2	山林	0.1573	その他広	64	2025.10.14	2036.3.31	別紙1参照	別紙2参照	別紙3参照	
12			23	126-3			スギ	62	〃	〃	〃	〃	〃	
13	秩父市吉田阿熊	1618	23	－	山林	0.0598	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
14	秩父市吉田阿熊	1619	23	－	山林	0.0089	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
15	秩父市吉田阿熊	1680	23	127	山林	0.0919	ヒノキ	64	〃	〃	〃	〃	〃	
16	秩父市吉田阿熊	1651	23	－	山林	0.0433	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	秩父市吉田阿熊	1584	23	－	畑	0.0433	－	－					
2	秩父市吉田阿熊	1585	23	－	原野	0.0304	－	－					
3	秩父市吉田阿熊	1586	23	82-2	山林	0.0429	スギ	51					
4	秩父市吉田阿熊	1587	23	－	山林	0.0813	－	－					
5	秩父市吉田阿熊	1590-1	23	83	山林	0.0446	ヒノキ	52					
6	秩父市吉田阿熊	1604	23	103	山林	0.0442	スギ	63					
7	秩父市吉田阿熊	1622-2	23	－	山林	0.2155	－	－					
8	秩父市吉田阿熊	1664-2	23	101	山林	0.2975	スギ	63					
9			23	102-1			スギ	67					
10			23	102-2			スギ	67					
11	秩父市吉田阿熊	1617	23	126-2	山林	0.1573	その他広	64					
12			23	126-3			スギ	62					
13	秩父市吉田阿熊	1618	23	－	山林	0.0598	－	－					
14	秩父市吉田阿熊	1619	23	－	山林	0.0089	－	－					
15	秩父市吉田阿熊	1680	23	127	山林	0.0919	ヒノキ	64					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
16	秩父市吉田阿熊	1651	23	－	山林	0.0433	－	－					
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

秩父市長 清野 和彦

印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

（記載注意）

- （１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （２）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- （５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市吉田阿熊	1584	23	－	
2	秩父市吉田阿熊	1585	23	－	
3	秩父市吉田阿熊	1586	23	82-2	
4	秩父市吉田阿熊	1587	23	－	
5	秩父市吉田阿熊	1590-1	23	83	
6	秩父市吉田阿熊	1604	23	103	
7	秩父市吉田阿熊	1622-2	23	－	
8	秩父市吉田阿熊	1664-2	23	101	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
9			23	102-1	
10			23	102-2	
11	秩父市吉田阿熊	1617	23	126-2	
12			23	126-3	
13	秩父市吉田阿熊	1618	23	－	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
14	秩父市吉田阿熊	1619	23	－	
15	秩父市吉田阿熊	1680	23	127	
16	秩父市吉田阿熊	1651	23	－	
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市吉田阿熊	1584	23	-	<経営管理実施権が設定される場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。 （2．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4．留意事項） ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 乙から甲に金銭の支払いを行わない。 （2．留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
2	秩父市吉田阿熊	1585	23	-	
3	秩父市吉田阿熊	1586	23	82-2	
4	秩父市吉田阿熊	1587	23	-	
5	秩父市吉田阿熊	1590-1	23	83	
6	秩父市吉田阿熊	1604	23	103	
7	秩父市吉田阿熊	1622-2	23	-	
8	秩父市吉田阿熊	1664-2	23	101	
9			23	102-1	
10			23	102-2	
11	秩父市吉田阿熊	1617	23	126-2	
12			23	126-3	
13	秩父市吉田阿熊	1618	23	-	
14	秩父市吉田阿熊	1619	23	-	
15	秩父市吉田阿熊	1680	23	127	
16	秩父市吉田阿熊	1651	23	-	
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

＜時期＞

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

＜時期＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

＜相手方及び方法＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		R7下吉田23林班 — 24			経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				（名称） 秩父市長 清野 和彦			（所在地） 埼玉県秩父市熊木町 8 番 1 5 号		
					経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）				（氏名又は名称）		（住所又は所在地）			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	秩父市吉田阿熊	1597	23	85	山林	0.0548	スギ	84	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
2	秩父市吉田阿熊	1599	23	－	畑	0.0687	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
3	秩父市吉田阿熊	1600	23	90-2	山林	0.1001	スギ	45	〃	〃	〃	〃	〃	
4	秩父市吉田阿熊	1601	23	－	山林	0.1533	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
5	秩父市吉田阿熊	1657	23	86	山林	0.2671	ヒノキ	104	〃	〃	〃	〃	〃	
6	秩父市吉田阿熊		23	86			スギ	104	〃	〃	〃	〃		
7	秩父市吉田阿熊		23	87-1			その他広	77	〃	〃	〃	〃		
8	秩父市吉田阿熊		23	87-2			スギ	62	〃	〃	〃	〃		
9	秩父市吉田阿熊		23	87-3			スギ	57	〃	〃	〃	〃		
10	秩父市吉田阿熊	1658	23	－	山林	0.3547	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 （終期） （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
11	秩父市吉田阿熊	1660	23	90-1	山林	0.1209	スギ	104	2025.10.14	2036.3.31	別紙1参照	別紙2参照	別紙3参照	
12	秩父市吉田阿熊		23	91			スギ	62	〃	〃	〃	〃	〃	
13	秩父市吉田阿熊	1661-1	23	92	山林	0.1649	スギ	71	〃	〃	〃	〃	〃	
14	秩父市吉田阿熊		23	93-1			スギ	61	〃	〃	〃	〃	〃	
15	秩父市吉田阿熊		23	93-2			スギ	112	〃	〃	〃	〃	〃	
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	秩父市吉田阿熊	1597	23	85	山林	0.0548	スギ	84					
2	秩父市吉田阿熊	1599	23	-	畑	0.0687	-	-					
3	秩父市吉田阿熊	1600	23	90-2	山林	0.1001	スギ	45					
4	秩父市吉田阿熊	1601	23	-	山林	0.1533	-	-					
5	秩父市吉田阿熊	1657	23	86	山林	0.2671	ヒノキ	104					
6	秩父市吉田阿熊		23	86			スギ	104					
7	秩父市吉田阿熊		23	87-1			その他広	77					
8	秩父市吉田阿熊		23	87-2			スギ	62					
9	秩父市吉田阿熊		23	87-3			スギ	57					
10	秩父市吉田阿熊	1658	23	-	山林	0.3547	-	-					
11	秩父市吉田阿熊	1660	23	90-1	山林	0.1209	スギ	104					
12	秩父市吉田阿熊		23	91			スギ	62					
13	秩父市吉田阿熊	1661-1	23	92	山林	0.1649	スギ	71					
14	秩父市吉田阿熊		23	93-1			スギ	61					
15	秩父市吉田阿熊		23	93-2			スギ	112					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

秩父市長 清野 和彦

印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

（記載注意）

- （１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （２）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- （５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市吉田阿熊	1597	23	85	
2	秩父市吉田阿熊	1599	23	－	
3	秩父市吉田阿熊	1600	23	90-2	
4	秩父市吉田阿熊	1601	23	－	
5	秩父市吉田阿熊	1657	23	86	
6	秩父市吉田阿熊		23	86	
7	秩父市吉田阿熊		23	87-1	
8	秩父市吉田阿熊		23	87-2	
9	秩父市吉田阿熊		23	87-3	
10	秩父市吉田阿熊	1658	23	－	
11	秩父市吉田阿熊	1660	23	90-1	
12	秩父市吉田阿熊		23	91	
13	秩父市吉田阿熊	1661-1	23	92	
14	秩父市吉田阿熊		23	93-1	
15	秩父市吉田阿熊		23	93-2	
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

<経営管理実施権が設定される場合>

- 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
- 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
- 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

<経営管理実施権が設定されない場合>

- 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。
- 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
- 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。 （2．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4．留意事項） ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 乙から甲に金銭の支払いを行わない。 （2．留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
1	秩父市吉田阿熊	1597	23	85	
2	秩父市吉田阿熊	1599	23	-	
3	秩父市吉田阿熊	1600	23	90-2	
4	秩父市吉田阿熊	1601	23	-	
5	秩父市吉田阿熊	1657	23	86	
6	秩父市吉田阿熊		23	86	
7	秩父市吉田阿熊		23	87-1	
8	秩父市吉田阿熊		23	87-2	
9	秩父市吉田阿熊		23	87-3	
10	秩父市吉田阿熊	1658	23	-	
11	秩父市吉田阿熊	1660	23	90-1	
12	秩父市吉田阿熊		23	91	
13	秩父市吉田阿熊	1661-1	23	92	
14	秩父市吉田阿熊		23	93-1	
15	秩父市吉田阿熊		23	93-2	
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

＜時期＞

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

＜時期＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

＜相手方及び方法＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		R7下吉田23林班 — 25			経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				（名称） 秩父市長 清野 和彦		（所在地） 埼玉県秩父市熊木町 8 番 1 5 号			
					経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）				（氏名又は名称）		（住所又は所在地）			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	秩父市吉田阿熊	1592	23	－	山林	0.0099	－	－	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別紙 1 参照	別紙 2 参照	別紙 3 参照	
2	秩父市吉田阿熊	1622-1	23	－	山林	0.1266	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
3	秩父市吉田阿熊	1670	23	119	山林	0.1289	スギ	65	〃	〃	〃	〃	〃	
4			23	120			スギ	65	〃	〃	〃	〃	〃	
5	秩父市吉田阿熊	1656	23	84-1	山林	0.1778	ヒノキ	60	〃	〃	〃	〃	〃	
6			23	84-2			スギ	64	〃	〃	〃	〃	〃	
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	秩父市吉田阿熊	1592	23	－	山林	0.0099	－	－					
2	秩父市吉田阿熊	1622-1	23	－	山林	0.1266	－	－					
3	秩父市吉田阿熊	1670	23	119	山林	0.1289	スギ	65					
4			23	120			スギ	65					
5	秩父市吉田阿熊	1656	23	84-1	山林	0.1778	ヒノキ	60					
6			23	84-2			スギ	64					
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

秩父市長 清野 和彦

印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

（記載注意）

- （１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （２）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- （５）（Ｂ）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 <経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
1	秩父市吉田阿熊	1592	23	-	
2	秩父市吉田阿熊	1622-1	23	-	
3	秩父市吉田阿熊	1670	23	119	
4			23	120	
5	秩父市吉田阿熊	1656	23	84-1	
6			23	84-2	
7					
8					
9					
10					

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4. 留意事項） ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。 （2. 留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
1	秩父市吉田阿熊	1592	23	-	
2	秩父市吉田阿熊	1622-1	23	-	
3	秩父市吉田阿熊	1670	23	119	
4			23	120	
5	秩父市吉田阿熊	1656	23	84-1	
6			23	84-2	
7					
8					
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		R7下吉田23林班 — 26		経営管理権の設定を受ける市町村（乙）					(名称)			(所在地)		
									秩父市長 清野 和彦			埼玉県秩父市熊木町 8 番 1 5 号		
				経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					(氏名又は名称)			(住所又は所在地)		
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	秩父市吉田阿熊	1602	23	94	山林	0.1682	スギ	61	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
2			23	95			スギ	61	〃	〃	〃	〃	〃	
3	秩父市吉田阿熊	1603	23	－	山林	0.2102	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
4	秩父市吉田阿熊	1606	23	－	山林	0.188	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
5	秩父市吉田阿熊	1662	23	118	山林	0.2476	スギ	68	〃	〃	〃	〃	〃	
6	秩父市吉田阿熊	1663	23	96	山林	0.3596	スギ	63	〃	〃	〃	〃	〃	
7			23	97			スギ	63	〃	〃	〃	〃		
8			23	98			スギ	71	〃	〃	〃	〃		
9			23	99-1			スギ	63	〃	〃	〃	〃		
10			23	99-2			スギ	63	〃	〃	〃	〃		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 （終期） （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
11			23	99-3			スギ	33	〃	〃	〃	〃	〃	
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	秩父市吉田阿熊	1602	23	94	山林	0.1682	スギ	61					
2			23	95			スギ	61					
3	秩父市吉田阿熊	1603	23	－	山林	0.2102	－	－					
4	秩父市吉田阿熊	1606	23	－	山林	0.188	－	－					
5	秩父市吉田阿熊	1662	23	118	山林	0.2476	スギ	68					
6	秩父市吉田阿熊	1663	23	96	山林	0.3596	スギ	63					
7			23	97			スギ	63					
8			23	98			スギ	71					
9			23	99-1			スギ	63					
10			23	99-2			スギ	63					
11			23	99-3			スギ	33					
12													
13													
14													
15													

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

秩父市長 清野 和彦

印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）



印

（記載注意）

- （１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （２）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- （５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市吉田阿熊	1602	23	94	
2			23	95	
3	秩父市吉田阿熊	1603	23	－	
4	秩父市吉田阿熊	1606	23	－	
5	秩父市吉田阿熊	1662	23	118	
6	秩父市吉田阿熊	1663	23	96	
7			23	97	
8			23	98	
9			23	99-1	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
10			23	99-2	
11			23	99-3	
12					
13					
14					<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。 （２．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （３．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 （４．留意事項） ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 乙から甲に金銭の支払いを行わない。 （２．留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
1	秩父市吉田阿熊	1602	23	94	
2			23	95	
3	秩父市吉田阿熊	1603	23	-	
4	秩父市吉田阿熊	1606	23	-	
5	秩父市吉田阿熊	1662	23	118	
6	秩父市吉田阿熊	1663	23	96	
7			23	97	
8			23	98	
9			23	99-1	
10			23	99-2	
11			23	99-3	
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		R7下吉田23林班 — 27			経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				（名称）			（所在地）		
									秩父市長 清野 和彦			埼玉県秩父市熊木町8番15号		
					経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）				（氏名又は名称）			（住所又は所在地）		
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	秩父市吉田阿熊	648-1	23	13	山林	0.0472	その他広	61	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別紙1参照	別紙2参照	別紙3参照	
2	秩父市吉田阿熊	649	23	14	畑	0.0185	スギ	75	〃	〃	〃	〃	〃	
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	秩父市吉田阿熊	648-1	23	13	山林	0.0472	その他広	61					
2	秩父市吉田阿熊	649	23	14	畑	0.0185	スギ	75					
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上）	秩父市長 清野 和彦	印
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上）		印

（記載注意）

- （１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （２）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- （５）（Ｂ）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	＜経営管理実施権が設定される場合＞ ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
1	秩父市吉田阿熊	648-1	23	13	
2	秩父市吉田阿熊	649	23	14	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。 （2．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4．留意事項） ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。 （2．留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
1	秩父市吉田阿熊	648-1	23	13	
2	秩父市吉田阿熊	649	23	14	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

＜時期＞

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

＜時期＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

＜相手方及び方法＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		R7下吉田23林班 — 28			経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				（名称）			（所在地）		
									秩父市長 清野 和彦			埼玉県秩父市熊木町 8 番 1 5 号		
					経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）				（氏名又は名称）			（住所又は所在地）		
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	秩父市吉田阿熊	715	23	－	畑	0.0287	－	－	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
2	秩父市吉田阿熊	716	23	－	畑	0.0244	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
3	秩父市吉田阿熊	717-2	23	1-4	保安林	0.0138	その他広	70	〃	〃	〃	〃	〃	
4			23	1-5	保安林		タケ	－	〃	〃	〃	〃		
5	秩父市吉田阿熊	718	23	1-3	保安林	0.2416	ヒノキ	52	〃	〃	〃	〃	〃	
6	秩父市吉田阿熊	719	23	－	原野	0.0677	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
7	秩父市吉田阿熊	778	23	145-1	山林	0.0528	クヌギ	70	〃	〃	〃	〃	〃	
8			23	145-3			スギ	52	〃	〃	〃	〃		
9			23	145-4			その他広	70	〃	〃	〃	〃		
10	秩父市吉田阿熊	782-1	23	145-2	山林	0.1487	スギ	62	〃	〃	〃	〃	〃	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 （終期） （Ｂ）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （Ｃ）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭（Ｄ）の額の算定方法	乙が甲にＤ を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
11	秩父市吉田阿熊	782-2	23	-	山林	0.1193	-	-	2025.10.14	2036.3.31	別紙１参照	別紙２参照	別紙３参照	
12	秩父市吉田阿熊	877-1	23	40-1	山林	0.1986	アカマツ	62	〃	〃	〃	〃	〃	
13			23	40-2			アカマツ	62	〃	〃	〃	〃	〃	
14	秩父市吉田阿熊	1610	23	115-1	山林	0.0971	スギ	63	〃	〃	〃	〃	〃	
15			23	115-2			スギ	62	〃	〃	〃	〃	〃	
16	秩父市吉田阿熊	1671	23	122	山林	0.033	スギ	64	〃	〃	〃	〃	〃	
17	秩父市吉田阿熊	1673	23	111	山林	0.0128	スギ	60	〃	〃	〃	〃	〃	
18	秩父市吉田阿熊	1675-1	23	113-1	山林	0.1292	その他広	88	〃	〃	〃	〃	〃	
19			23	113-2	山林		スギ	62	〃	〃	〃	〃	〃	
20			23	113-3	山林		スギ	60	〃	〃	〃	〃	〃	
21			23	113-4	山林		スギ	57	〃	〃	〃	〃	〃	
22	秩父市吉田阿熊	1675-2	23	-	山林	0.1295	-	-	〃	〃	〃	〃	〃	
23														
24														
25														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	秩父市吉田阿熊	715	23	－	畑	0.0287	－	－					
2	秩父市吉田阿熊	716	23	－	畑	0.0244	－	－					
3	秩父市吉田阿熊	717-2	23	1-4	保安林	0.0138	その他広	70					
4			23	1-5	保安林		タケ	－					
5	秩父市吉田阿熊	718	23	1-3	保安林	0.2416	ヒノキ	52					
6	秩父市吉田阿熊	719	23	－	原野	0.0677	－	－					
7	秩父市吉田阿熊	778	23	145-1	山林	0.0528	クヌギ	70					
8			23	145-3			スギ	52					
9			23	145-4			その他広	70					
10	秩父市吉田阿熊	782-1	23	145-2	山林	0.1487	スギ	62					
11	秩父市吉田阿熊	782-2	23	－	山林	0.1193	－	－					
12	秩父市吉田阿熊	877-1	23	40-1	山林	0.1986	アカマツ	62					
13			23	40-2			アカマツ	62					
14	秩父市吉田阿熊	1610	23	115-1	山林	0.0971	スギ	63					
15			23	115-2			スギ	62					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
16	秩父市吉田阿熊	1671	23	122	山林	0.033	スギ	64					
17	秩父市吉田阿熊	1673	23	111	山林	0.0128	スギ	60					
18	秩父市吉田阿熊	1675-1	23	113-1	山林	0.1292	その他広	88					
19			23	113-2			スギ	62					
20			23	113-3			スギ	60					
21			23	113-4			スギ	57					
22	秩父市吉田阿熊	1675-2	23	-	山林	0.1295	-	-					
23													
24													
25													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上）	秩父市長 清野 和彦	印
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上）		印

（記載注意）

- （１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （２）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- （５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市吉田阿熊	715	23	-	
2	秩父市吉田阿熊	716	23	-	
3	秩父市吉田阿熊	717-2	23	1-4	
4			23	1-5	
5	秩父市吉田阿熊	718	23	1-3	
6	秩父市吉田阿熊	719	23	-	
7	秩父市吉田阿熊	778	23	145-1	
8			23	145-3	
9			23	145-4	
10	秩父市吉田阿熊	782-1	23	145-2	
11	秩父市吉田阿熊	782-2	23	-	
12	秩父市吉田阿熊	877-1	23	40-1	
13			23	40-2	
14	秩父市吉田阿熊	1610	23	115-1	
15			23	115-2	
16	秩父市吉田阿熊	1671	23	122	
17	秩父市吉田阿熊	1673	23	111	
18	秩父市吉田阿熊	1675-1	23	113-1	
19			23	113-2	
20			23	113-3	
21			23	113-4	
22	秩父市吉田阿熊	1675-2	23	-	
23					
24					
25					

<経営管理実施権が設定される場合>

- 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
- 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
- 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

<経営管理実施権が設定されない場合>

- 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。
- 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
- 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市吉田阿熊	715	23	-	<経営管理実施権が設定される場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。 （2．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4．留意事項） ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 乙から甲に金銭の支払いを行わない。 （2．留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
2	秩父市吉田阿熊	716	23	-	
3	秩父市吉田阿熊	717-2	23	1-4	
4			23	1-5	
5	秩父市吉田阿熊	718	23	1-3	
6	秩父市吉田阿熊	719	23	-	
7	秩父市吉田阿熊	778	23	145-1	
8			23	145-3	
9			23	145-4	
10	秩父市吉田阿熊	782-1	23	145-2	
11	秩父市吉田阿熊	782-2	23	-	
12	秩父市吉田阿熊	877-1	23	40-1	
13			23	40-2	
14	秩父市吉田阿熊	1610	23	115-1	
15			23	115-2	
16	秩父市吉田阿熊	1671	23	122	
17	秩父市吉田阿熊	1673	23	111	
18	秩父市吉田阿熊	1675-1	23	113-1	
19			23	113-2	
20			23	113-3	
21			23	113-4	
22	秩父市吉田阿熊	1675-2	23	-	
23					
24					
25					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

＜時期＞

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

＜時期＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

＜相手方及び方法＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		R7下吉田23林班 — 29			経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				（名称） 秩父市長 清野 和彦			（所在地） 埼玉県秩父市熊木町 8 番 1 5 号		
					経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）				（氏名又は名称）			（住所又は所在地）		
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	秩父市吉田阿熊	591-1	23	－	畑	0.0562	－	－	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
2	秩父市吉田阿熊	598	23	10-1	山林	0.0234	スギ	54	〃	〃	〃	〃	〃	
3			23	10-2			スギ	47	〃	〃	〃	〃	〃	
4	秩父市吉田阿熊	601-1	23	52-2	畑	0.0024	ヒノキ	52	〃	〃	〃	〃	〃	
5	秩父市吉田阿熊	610	23	－	畑	0.1077	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
6	秩父市吉田阿熊	644	23	16	山林	0.0366	アカマツ	62	〃	〃	〃	〃	〃	
7	秩父市吉田阿熊	650-1	23	17	山林	0.0925	クヌギ	66	〃	〃	〃	〃	〃	
8	秩父市吉田阿熊	730-3	23	157	山林	0.1123	スギ	63	〃	〃	〃	〃	〃	
9			23	158-1			スギ	61	〃	〃	〃	〃	〃	
10			23	158-2			ヒノキ	61	〃	〃	〃	〃	〃	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 （終期） （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合 において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
11	秩父市吉田阿熊	731-2	23	-	畑	0.0099	-	-	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別紙 1 参照	別紙 2 参照	別紙 3 参照	
12	秩父市吉田阿熊	733-1	23	-	原野	0.0089	-	-	〃	〃	〃	〃	〃	
13	秩父市吉田阿熊	740	23	-	原野	0.0095	-	-	〃	〃	〃	〃	〃	
14	秩父市吉田阿熊	796	23	183	山林	0.0314	スギ	58	〃	〃	〃	〃	〃	
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	秩父市吉田阿熊	591-1	23	-	畑	0.0562	-	-					
2	秩父市吉田阿熊	598	23	10-1	山林	0.0234	スギ	54					
3			23	10-2			スギ	47					
4	秩父市吉田阿熊	601-1	23	52-2	畑	0.0024	ヒノキ	52					
5	秩父市吉田阿熊	610	23	-	畑	0.1077	-	-					
6	秩父市吉田阿熊	644	23	16	山林	0.0366	アカマツ	62					
7	秩父市吉田阿熊	650-1	23	17	山林	0.0925	クヌギ	66					
8	秩父市吉田阿熊	730-3	23	157	山林	0.1123	スギ	63					
9			23	158-1			スギ	61					
10			23	158-2			ヒノキ	61					
11	秩父市吉田阿熊	731-2	23	-	畑	0.0099	-	-					
12	秩父市吉田阿熊	733-1	23	-	原野	0.0089	-	-					
13	秩父市吉田阿熊	740	23	-	原野	0.0095	-	-					
14	秩父市吉田阿熊	796	23	183	山林	0.0314	スギ	58					
15													

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

秩父市長 清野 和彦

印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）



印

（記載注意）

- （１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （２）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- （５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市吉田阿熊	591-1	23	-	
2	秩父市吉田阿熊	598	23	10-1	
3			23	10-2	
4	秩父市吉田阿熊	601-1	23	52-2	
5	秩父市吉田阿熊	610	23	-	
6	秩父市吉田阿熊	644	23	16	
7	秩父市吉田阿熊	650-1	23	17	
8	秩父市吉田阿熊	730-3	23	157	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
9			23	158-1	
10			23	158-2	
11	秩父市吉田阿熊	731-2	23	-	
12	秩父市吉田阿熊	733-1	23	-	
13	秩父市吉田阿熊	740	23	-	
14	秩父市吉田阿熊	796	23	183	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。 （2．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4．留意事項） ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 乙から甲に金銭の支払いを行わない。 （2．留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
1	秩父市吉田阿熊	591-1	23	-	
2	秩父市吉田阿熊	598	23	10-1	
3			23	10-2	
4	秩父市吉田阿熊	601-1	23	52-2	
5	秩父市吉田阿熊	610	23	-	
6	秩父市吉田阿熊	644	23	16	
7	秩父市吉田阿熊	650-1	23	17	
8	秩父市吉田阿熊	730-3	23	157	
9			23	158-1	
10			23	158-2	
11	秩父市吉田阿熊	731-2	23	-	
12	秩父市吉田阿熊	733-1	23	-	
13	秩父市吉田阿熊	740	23	-	
14	秩父市吉田阿熊	796	23	183	
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

＜時期＞

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

＜時期＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

＜相手方及び方法＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		R7下吉田23林班 — 30		経営管理権の設定を受ける市町村（乙）					(名称) 秩父市長 清野 和彦		(所在地) 埼玉県秩父市熊木町8番15号			
				経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	秩父市吉田阿熊	593-1	23	8	山林	0.0985	クスギ	45	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
2			23	8			ナラ	45	〃	〃	〃	〃	〃	
3	秩父市吉田阿熊	594	23	9	山林	0.0932	タケ		〃	〃	〃	〃	〃	
4	秩父市吉田阿熊	595	23	－	山林	0.0274	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
5	秩父市吉田阿熊	600-2	23	－	畑	0.0208	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
6	秩父市吉田阿熊	730-1	23	157	山林	0.0138	スギ	63	〃	〃	〃	〃	〃	
7			23	158-1			スギ	61	〃	〃	〃	〃	〃	
8			23	158-2			ヒノキ	61	〃	〃	〃	〃	〃	
9	秩父市吉田阿熊	757	23	156-1	畑	0.1041	スギ	52	〃	〃	〃	〃	〃	
10			23	156-2			スギ	57	〃	〃	〃	〃	〃	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
11			23	156-3			ヒノキ	58	〃	〃	〃	〃	〃	
12	秩父市吉田阿熊	777	23	144	山林	0.228	その他広	71	〃	〃	〃	〃	〃	
13	秩父市吉田阿熊	783	23	179	山林	0.0247	スギ	68	〃	〃	〃	〃	〃	
14	秩父市吉田阿熊	789	23	－	畑	0.1332	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
15	秩父市吉田阿熊	792	23	－	畑	0.1352	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
16	秩父市吉田阿熊	793	23	180-1	山林	0.2046	スギ	55	〃	〃	〃	〃	〃	
17			23	180-2			スギ	57	〃	〃	〃	〃	〃	
18			23	180-3			スギ	58	〃	〃	〃	〃	〃	
19			23	180-4			その他広	58	〃	〃	〃	〃	〃	
20	秩父市吉田阿熊	820	23	27	山林	0.0218	ヒノキ	39	〃	〃	〃	〃	〃	
21	秩父市吉田阿熊	822	23	26	山林	0.0228	ヒノキ	39	〃	〃	〃	〃	〃	
22	秩父市吉田阿熊	840-1	23	－	山林	0.0644	－	－	〃	〃	〃	〃	〃	
23	秩父市吉田阿熊	846	23	34	山林	0.0499	その他広	59	〃	〃	〃	〃	〃	
24			23	34			アカマツ	59	〃	〃	〃	〃	〃	
25	秩父市吉田阿熊	849	23	33	山林	0.0099	その他広	62	〃	〃	〃	〃	〃	
26	秩父市吉田阿熊	877-2	23	39	山林	0.0495	その他広	62	〃	〃	〃	〃	〃	
27	秩父市吉田阿熊	925-1	23	45-1	山林	0.0571	その他広	76	〃	〃	〃	〃	〃	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
28			23	45-2			スギ	94	〃	〃	〃	〃	〃	
29	秩父市吉田阿熊	925-2	23	45-1	山林	0.0099	その他広	76	〃	〃	〃	〃	〃	
30			23	45-2			スギ	94	〃	〃	〃	〃	〃	
31	秩父市吉田阿熊	927-1	23	47	山林	0.0168	その他広	62	〃	〃	〃	〃	〃	
32	秩父市吉田阿熊	927-2	23	47	山林	0.0393	その他広	62	〃	〃	〃	〃	〃	
33	秩父市吉田阿熊	940-1	23	48-1	山林	0.1712	その他広	65	〃	〃	〃	〃	〃	
34			23	48-2			その他広	65	〃	〃	〃	〃	〃	
35	秩父市吉田阿熊	1608	23	-	山林	0.0132	-	-	〃	〃	〃	〃	〃	
36	秩父市吉田阿熊	1609	23	109	山林	0.0568	スギ	97	〃	〃	〃	〃	〃	
37	秩父市吉田阿熊	1666	23	107	山林	0.0793	ヒノキ	57	〃	〃	〃	〃	〃	
38	秩父市吉田阿熊	1669	23	116	山林	0.0565	ヒノキ	69	〃	〃	〃	〃	〃	
39			23	121			スギ	66	〃	〃	〃	〃	〃	
40	秩父市吉田阿熊	1672	23	110	山林	0.0393	スギ	67	〃	〃	〃	〃	〃	
41	秩父市吉田阿熊	1650	23	76	山林	0.2532	スギ	61	〃	〃	〃	〃	〃	
42														
43														
44														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	秩父市吉田阿熊	593-1	23	8	山林	0.0985	クスギ	45					
2			23	8			ナラ	45					
3	秩父市吉田阿熊	594	23	9	山林	0.0932	タケ						
4	秩父市吉田阿熊	595	23	－	山林	0.0274	－	－					
5	秩父市吉田阿熊	600-2	23	－	畑	0.0208	－	－					
6	秩父市吉田阿熊	730-1	23	157	山林	0.0138	スギ	63					
7			23	158-1			スギ	61					
8			23	158-2			ヒノキ	61					
9	秩父市吉田阿熊	757	23	156-1	畑	0.1041	スギ	52					
10			23	156-2			スギ	57					
11			23	156-3			ヒノキ	58					
12	秩父市吉田阿熊	777	23	144	山林	0.228	その他広	71					
13	秩父市吉田阿熊	783	23	179	山林	0.0247	スギ	68					
14	秩父市吉田阿熊	789	23	－	畑	0.1332	－	－					
15	秩父市吉田阿熊	792	23	－	畑	0.1352	－	－					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
16	秩父市吉田阿熊	793	23	180-1	山林	0.2046	スギ	55					
17			23	180-2			スギ	57					
18			23	180-3			スギ	58					
19			23	180-4			その他広	58					
20	秩父市吉田阿熊	820	23	27	山林	0.0218	ヒノキ	39					
21	秩父市吉田阿熊	822	23	26	山林	0.0228	ヒノキ	39					
22	秩父市吉田阿熊	840-1	23	-	山林	0.0644	-	-					
23	秩父市吉田阿熊	846	23	34	山林	0.0499	その他広	59					
24			23	34			アカマツ	59					
25	秩父市吉田阿熊	849	23	33	山林	0.0099	その他広	62					
26	秩父市吉田阿熊	877-2	23	39	山林	0.0495	その他広	62					
27	秩父市吉田阿熊	925-1	23	45-1	山林	0.0571	その他広	76					
28			23	45-2			スギ	94					
29	秩父市吉田阿熊	925-2	23	45-1	山林	0.0099	その他広	76					
30			23	45-2			スギ	94					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
31	秩父市吉田阿熊	927-1	23	47	山林	0.0168	その他広	62					
32	秩父市吉田阿熊	927-2	23	47	山林	0.0393	その他広	62					
33	秩父市吉田阿熊	940-1	23	48-1	山林	0.1712	その他広	65					
34			23	48-2			その他広	65					
35	秩父市吉田阿熊	1608	23	-	山林	0.0132	-	-					
36	秩父市吉田阿熊	1609	23	109	山林	0.0568	スギ	97					
37	秩父市吉田阿熊	1666	23	107	山林	0.0793	ヒノキ	57					
38	秩父市吉田阿熊	1669	23	116	山林	0.0565	ヒノキ	69					
39			23	121			スギ	66					
40	秩父市吉田阿熊	1672	23	110	山林	0.0393	スギ	67					
41	秩父市吉田阿熊	1650	23	76	山林	0.2532	スギ	61					
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 住所（同上） 秩父市長 清野 和彦 印 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住所（同上）  印													

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年 1 回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 <経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年 1 回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
1	秩父市吉田阿熊	593-1	23	8	
2			23	8	
3	秩父市吉田阿熊	594	23	9	
4	秩父市吉田阿熊	595	23	－	
5	秩父市吉田阿熊	600-2	23	－	
6	秩父市吉田阿熊	730-1	23	157	
7			23	158-1	
8			23	158-2	
9	秩父市吉田阿熊	757	23	156-1	
10			23	156-2	
11			23	156-3	
12	秩父市吉田阿熊	777	23	144	
13	秩父市吉田阿熊	783	23	179	
14	秩父市吉田阿熊	789	23	－	
15	秩父市吉田阿熊	792	23	－	
16	秩父市吉田阿熊	793	23	180-1	
17			23	180-2	
18			23	180-3	
19			23	180-4	
20	秩父市吉田阿熊	820	23	27	
21	秩父市吉田阿熊	822	23	26	
22	秩父市吉田阿熊	840-1	23	－	
23	秩父市吉田阿熊	846	23	34	
24			23	34	
25	秩父市吉田阿熊	849	23	33	

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年 1 回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 <経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年 1 回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
26	秩父市吉田阿熊	877-2	23	39	
27	秩父市吉田阿熊	925-1	23	45-1	
28			23	45-2	
29	秩父市吉田阿熊	925-2	23	45-1	
30			23	45-2	
31	秩父市吉田阿熊	927-1	23	47	
32	秩父市吉田阿熊	927-2	23	47	
33	秩父市吉田阿熊	940-1	23	48-1	
34			23	48-2	
35	秩父市吉田阿熊	1608	23	-	
36	秩父市吉田阿熊	1609	23	109	
37	秩父市吉田阿熊	1666	23	107	
38	秩父市吉田阿熊	1669	23	116	
39			23	121	
40	秩父市吉田阿熊	1672	23	110	
41	秩父市吉田阿熊	1650	23	76	
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					

別添２ 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市吉田阿熊	593-1	23	8	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。
2			23	8	
3	秩父市吉田阿熊	594	23	9	(2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
4	秩父市吉田阿熊	595	23	-	
5	秩父市吉田阿熊	600-2	23	-	(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。
6	秩父市吉田阿熊	730-1	23	157	
7			23	158-1	○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。
8	秩父市吉田阿熊	757	23	158-2	
9			23	156-1	○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。
10			23	156-2	
11	秩父市吉田阿熊	777	23	144	○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。
12	秩父市吉田阿熊	783	23	179	
13	秩父市吉田阿熊	789	23	-	(4. 留意事項) ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
14	秩父市吉田阿熊	792	23	-	
15	秩父市吉田阿熊	793	23	180-1	○ 間伐に係る木材の販売収益が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
16			23	180-2	
17			23	180-3	<経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 乙から甲に金銭の支払いが行わない。
18			23	180-4	
19	秩父市吉田阿熊	820	23	27	(2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
20	秩父市吉田阿熊	822	23	26	
21	秩父市吉田阿熊	840-1	23	-	
22	秩父市吉田阿熊	846	23	34	
23			23	34	
24	秩父市吉田阿熊	849	23	33	

別添２ 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	
26	秩父市吉田阿熊	877-2	23	39	<経営管理実施権が設定される場合> （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。 （２．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （３．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の２割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （４．留意事項） ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 乙から甲に金銭の支払いが行わない。 （２．留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
27	秩父市吉田阿熊	925-1	23	45-1	
28			23	45-2	
29	秩父市吉田阿熊	925-2	23	45-1	
30			23	45-2	
31	秩父市吉田阿熊	927-1	23	47	
32	秩父市吉田阿熊	927-2	23	47	
33	秩父市吉田阿熊	940-1	23	48-1	
34			23	48-2	
35	秩父市吉田阿熊	1608	23	-	
36	秩父市吉田阿熊	1609	23	109	
37	秩父市吉田阿熊	1666	23	107	
38	秩父市吉田阿熊	1669	23	116	
39			23	121	
40	秩父市吉田阿熊	1672	23	110	
41	秩父市吉田阿熊	1650	23	76	
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					

別添 3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- ☐ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- ☐ 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- ☐ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- ☐ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		R7下吉田23林班 — 31		経営管理権の設定を受ける市町村（乙） 経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					(名称) 秩父市長 清野 和彦		(所在地) 埼玉県秩父市熊木町8番15号			
									(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	秩父市吉田阿熊	1183-1	23	57-1	山林	0.1495	その他広	68	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別紙1 参照	別紙2 参照	別紙3 参照	
2	秩父市吉田阿熊	1183-2	23	—	畑	0.0360	—	—	〃	〃	〃	〃	〃	
3	秩父市吉田阿熊	1184	23	—	畑	0.0297	—	—	〃	〃	〃	〃	〃	
4	秩父市吉田阿熊	1515-1	23	65-1	山林	0.0465	スギ	68	〃	〃	〃	〃	〃	
5			23	65-2			ヒノキ	68	〃	〃	〃	〃	〃	
6	秩父市吉田阿熊	1515-3	23	65-1	畑	0.0132	スギ	68	〃	〃	〃	〃	〃	
7			23	65-2			ヒノキ	68	〃	〃	〃	〃	〃	
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	秩父市吉田阿熊	1183-1	23	57-1	山林	0.1495	その他広	68					
2	秩父市吉田阿熊	1183-2	23	－	畑	0.036	－	－					
3	秩父市吉田阿熊	1184	23	－	畑	0.0297	－	－					
4	秩父市吉田阿熊	1515-1	23	65-1	山林	0.0465	スギ	68					
5			23	65-2			ヒノキ	68					
6	秩父市吉田阿熊	1515-3	23	65-1	畑	0.0132	スギ	68					
7			23	65-2			ヒノキ	68					
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

秩父市長 清野 和彦

印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

（記載注意）

- （１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （２）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- （５）（Ｂ）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 <経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
1	秩父市吉田阿熊	1183-1	23	57-1	
2	秩父市吉田阿熊	1183-2	23	-	
3	秩父市吉田阿熊	1184	23	-	
4	秩父市吉田阿熊	1515-1	23	65-1	
5			23	65-2	
6	秩父市吉田阿熊	1515-3	23	65-1	
7			23	65-2	
8					
9					
10					

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4. 留意事項） ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。 （2. 留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
1	秩父市吉田阿熊	1183-1	23	57-1	
2	秩父市吉田阿熊	1183-2	23	-	
3	秩父市吉田阿熊	1184	23	-	
4	秩父市吉田阿熊	1515-1	23	65-1	
5			23	65-2	
6	秩父市吉田阿熊	1515-3	23	65-1	
7			23	65-2	
8					
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

＜時期＞

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

＜時期＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

＜相手方及び方法＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号		R7下吉田23林班 — 32		経営管理権の設定を受ける市町村（乙） 経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					(名称) 秩父市長 清野 和彦		(所在地) 埼玉県秩父市熊木町8番15号			
									(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	秩父市吉田阿熊	1517	23	67	山林	0.2955	スギ	40	2025. 10. 14	2036. 3. 31	別紙1 参照	別紙2 参照	別紙3 参照	
2			23	67			ヒノキ	35	〃	〃	〃	〃	〃	
3			23	68			スギ	63	〃	〃	〃	〃	〃	
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	秩父市吉田阿熊	1517	23	67	山林	0.2955	スギ	40					
2			23	67			ヒノキ	35					
3			23	68			スギ	63					
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上）	秩父市長 清野 和彦	印
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上）		印

（記載注意）

- （１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （２）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
- （５）（Ｂ）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 <経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
1	秩父市吉田阿熊	1517	23	67	
2			23	67	
3			23	68	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。 （2．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4．留意事項） ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 間伐に係る木材の販売収益が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 乙から甲に金銭の支払いは行わない。 （2．留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
1	秩父市吉田阿熊	1517	23	67	
2			23	67	
3			23	68	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

＜時期＞

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

＜時期＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

＜相手方及び方法＞

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。